豊田市駅西口周辺整備工事に関する技術協力業務委託

仕 様 書

１ 業務名

豊田市駅西口周辺整備工事に関する技術協力業務委託

２ 履行期限

契約締結日の翌日から令和６年３月２９日まで

３ 履行場所

豊田市　若宮町ほか　地内

４ 業務目的

本市では、誰もが来街したくなる魅力的な拠点（選ばれる都心）となれるよう、目指すべき将来の姿の明確化とその実現に向けた各種施策について、様々な都心関係者が共有し、都心空間の「活用」と「再整備」の両輪で取組を推進することを目的として、平成２８年３月に「都心環境計画」を策定し、具現化に向けた取組の実施を検討している。豊田市駅周辺においては、「ウォーカブルで日常的ににぎわう公共空間の創出」「超高齢社会に適応した交通結節機能の強化」及び「安全・安心な歩行者動線の確保と施設機能、配置の最適化」という３つの整備コンセプトを掲げ整備を進めている。

西口周辺施設は、来る２０２６年アジア競技大会開催に向けて今年度から工事に着手し、西口バス停整備工事においては、令和７年度末の工事完了を予定している。

豊田市駅西口周辺整備工事の施工に当たっては、歩行者やバス、タクシー等の公共交通を供用しながら、沿道への影響も最小限かつ短期間に抑えられるよう施工計画を検討する必要がある。

また、施工区域は中心市街地に位置し、駅周辺は交通量も多く、十分な施工ヤードの確保も難しい状況であるが、する工事間の調整を行いながら、限られた工程の中で、コスト縮減も視野に最良な施工計画の検討を行うことが望まれている。

本業務は、豊田市駅西口周辺整備にかかる設計において、本市、設計業務受託者（以下「設計者」という。）と協同して、技術協力者の優れた施工技術と豊富な知見を活用し、安全かつ確実な工事の実施を実現する設計図書等をとりまとめることを目的とする。

５ 事業概要

① 工事名称　 豊田市駅西口周辺整備工事

② 工事場所 　豊田市若宮町ほか地内

③ 工事内容 　豊田市駅西口ペデストリアンデッキ（Cブロック）耐震補強工事　一式

豊田市駅西口ペデストリアンデッキ（ABブロック）軽量化工事 一式

豊田市駅西口バス停整備工事　一式

大屋根・シェルター・昇降機工事　一式

　④ 工 　　期　工事請負契約締結の翌日から令和８年７月１０日までを予定

（※技術提案による工期短縮は可とする）

６ 業務概要

（１）計画準備

業務実施に先立ち、専門的見地及びこれまでの経験を踏まえ、業務計画書・工程表等の作成を行うと共に業務に必要となる資料の収集及び整理を行うこと。また、豊田市が技術協力者選定時に公表した豊田市駅西口周辺整備工事設計図（案）（以下「設計図書案」という。）を十分に読み込み、計画意図及び内容を十分に理解したうえで、設計図書案の修正及び協議事項を整理すること。

設計図書等の作成に当たり、設計に反映すべき事項や、設計者及び技術協力者の検討事項等の共有を行う。

（２）現地踏査

業務実施に先立ち、事業計画地及び周辺地区の状況を把握するための現地踏査を行うこと。

（３）設計内容の確認並びに課題整理及び技術提案

設計者と十分な連携を図り、市から提供される設計資料の確認を行い、施工上の課題整理を行うこと。その上で、施工者の観点から特殊技術の活用、VEといった観点の検討も含め、設計内容について技術提案・改善提案を行うこと。その際は参考となる技術情報を提出すること。

なお、品質管理の観点から、検討着手時に検討方針について事前に発注者及び設計者の承諾を得たうえで検討を行うこと。

（４）施工計画（案）等の作成

（１）から（３）の結果を踏まえ、施工計画（案）、仮設計画図（案）及び実施工程表（案）を作成する。現場その他図面等の確認を行い、工事期間中の工事区域及び利用停止期間並びに利用者動線を明らかにし、施工ステップ図を作成すること。また、各工区の工期を算定し、各工程の工程表を作成すること。

なお、施工ステップ図、工期算定、工程表の作成については発注者及び設計者と密に連携し検討を行うこと。

また、必要に応じ、発注者の指示に従い関係者へのヒアリングを行うものとする。

（５）設計図書の確認及び工事費の算出

技術協力者は、市及び設計者がとりまとめた設計図書を確認するとともに、工事費を算出し、工事内訳書を市に提出する。設計図書の確認において、（３）の技術提案の内容が設計図書に反映されていない場合又は不明な場合で疑義がある場合は、市にその内容及び理由を確認することができる。

なお、最終の工事費の算出は令和５年１２月末までを原則とし、これによらない場合は発注者と協議することとする。

（６）関係機関協議資料の作成

設計者、その他本業務に必要な協議先との打合せに必要な資料作成を行うこと。関係機関協議回数は、１０回程度とする。また、関係機関は以下を想定する。

・国土交通省　中部地方整備局　名古屋国道事務所

・愛知県警

・名古屋鉄道（株）

・愛知環状鉄道（株）

・バス事業者

・タクシー協会

・周辺店舗及び事業者

（７）報告書作成

上記業務内容について全体を整理し、報告書を作成すること。提出物は以下のとおりとし、電子納品においては豊田市電子納品運用ガイドライン（令和４年４月）及び豊田市デジタル写真管理情報基準（令和３年４月）に基づくこと。

ア　報告書　１部（A4ファイル綴じ　議事録、参考資料を含む）

イ　概要書　１部（A３ファイル綴じ　１、２枚程度）

ウ　業務関連のオリジナル電子データ　２部

エ　その他発注者が必要とするもの

（８）打合せ業務

本業務の中間打合せは８回を想定する。

７ 業務における遵守事項等

（１）技術協力者は、施工予定者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

（２）市、設計者及び技術協力者は、安全かつ確実な工事の実施に向け、真摯に対応し、設計に関し協調し、密に連携するものとする。

（３）本事業に関し、令和６年３月豊田市議会において工事契約に関する議案が否決された場合や、大地震などの災害が発生した場合に、本事業を中止又は延期することがあるが、これによる技術協力者の損害について、本市は一切責任を負わない。

８ 技術提案の方法

技術協力者は、市及び設計者に対し技術提案を行うときは、原則として書面により行うものとし、図面等に当たっては、PDFデータ及びCADデータを提出すること。なお、BIM/CIMを活用する場合は、「豊田市発注業務における「BIM/CIM活用試行業務実施要領」運用の手引き」に準ずること。

９ 実施体制

（１）業務の遂行に当たっては、設計者と十分な連絡を保ち、処理方針については、市の指示および承諾を受けるものとする。

（２）業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

（３）技術協力者は、設計者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。

（４）技術協力者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に市の承諾を得るものとする。

（５）本業務において技術協力者が作成した図面等に関する著作権は、市に提出した時点で市に帰属するものとする。

１０ その他

本仕様書に定めのない事項については、豊田市業務委託契約約款を準用して適用するものとし、疑義が生じた場合は、別途協議により定める。